

月形町告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示します。

令和5年7月31日

月形町長 上坂 隆一

記

1 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に関する寄附金

2 指定納付受託者

名称	所在地	期間
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番11号 アグリスクエア新宿4階	令和5年8月1日から 契約期間満了日まで
株式会社オールアバウトライフマーケティング	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号	令和5年8月1日から 契約期間満了日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビル N棟2階	令和5年8月1日から 契約期間満了日まで